

庁舎等開庁時間の見直しについて

1 概要

庁舎等の開庁時間については、令和6年11月5日開催の会派代表者会議において、見直しの方向性等を議会に御説明させていただきました。

今回、会議においていただいた御意見等を踏まえ、議会への再度の説明内容等について審議いただくものです。

2 議会への説明

議会への説明については、前回の説明資料に、見直しによる効果や、開庁時間の見直しとともに進める取組内容等を加え、「資料1」～「資料3」により行います。

議会への説明資料

・資料1：議会からの御指摘等を踏まえ、前回の説明資料に一部追記したもの。

※追記した主な部分については、内部用に追記と記載しております。

・資料2：新たに追加する資料。市民課におけるこれまでの取組や、今後の取組等を記載したもの。

・資料3：新たに追加する資料。先の行政経営改革推進本部会議において審議いただいた扉の開錠・施錠に係るイメージ図を掲載したもの。

※開庁前に来庁された方の待機場所について、一部、変更（範囲を拡大）しております。

3 スケジュール

議会への説明を経て、最短で令和7年7月からの開庁時間の変更に向け、取組を進めます。（詳細は「資料4」のとおり）

※今回の対応や、市民課における令和7年度の取組等を踏まえ、当初予定していた実施時期から1か月先送りしております。（当初の予定：令和7年6月実施）

4 その他

議会からの主な意見等への対応を「資料5」に、今後、窓口相談等の予約制の検討を進める業務を「資料6」に、行政経営改革推進本部会議幹事会での協議内容を「資料7」に記載しております。